

鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金交付要綱

平成 16 年 4 月 6 日付環第 42 号
鳥取県生活環境部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号。以下「条例」という。）第 24 条第 2 項の規定による保護管理事業計画に基づいた種の個体数の維持・回復を図るために、条例第 25 条第 2 項の規定による認定を受けた保護管理事業に取り組む団体を支援し、自然生態系を保全することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、条例第 25 条第 2 項の規定による認定を受けた者に対し、その者が行う保護管理事業（以下「対象事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する次の各号に掲げる経費をいう。以下同じ。）について予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 人件費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 賃金
- (5) 委託費（専門的な技術を要する作業に限る）
- (6) その他知事が必要と認める経費

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以下とし、1 申請当たり 25 万円以下とする。（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）

3 なお鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 3 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変

更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費区分の3割を超える増を伴う変更
- (2) 補助金の増額を伴う変更
- (3) 事業実施場所の変更
- (4) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第4号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第8条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、対象事業を実施する地域を管轄する緑豊かな自然課、総合事務所又は日野振興センター(当該地域が複数の総合事務所等の所轄区域にわたる場合は、緑豊かな自然課)に提出するものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年4月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年5月31日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 25 年 3 月 18 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 26 年 3 月 31 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 29 年 5 月 8 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

年度鳥取県希少野生動植物保護管理事業事業計画（報告）書

1 事業実施主体の名称 (代表者氏名)			
2 事業の目的			
3 事業実施場所			
4 事業の内容			
5 事業費の内訳	(単位：円)		
	区 分	金 額	摘 要
	(1) 人 件 費		
	(2) 旅 費		
	(3) 消 耗 品		
	(4) 賃 金		
	(5) 委 託 費		
	(6) その他経費		
	計		
6 事業実施(予定)期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
7 その他参考事項	(1) 保護管理事業認定番号 (2) その他		
8 他に活用する補助金	名称		
	事業内容		
	問い合わせ先		
9 消費税の取り扱い	一般課税業者 ・ 簡易課税業者 ・ 免税事業者 ※該当するものに○をしてください。		

※他の補助金の活用があれば、活用する補助金の名称、その事業内容及び当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(添付書類)

- 事業実施場所の位置図(縮尺1：50,000以上の地形図)
- 事業の計画(実績)の状況がわかる図面(縮尺1：5,000以上の概要図)
- 事業実施場所の天然色写真(事業の実施状況がわかる天然色写真)
- 事業費の算出基礎がわかる資料
- その他、参考となる資料

様式第2号（第4条関係）

年度鳥取県希少野生動植物保護管理事業収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
自 己 負 担 費		
計		

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
人件費 消耗品費		
計		

様

職 氏 名 印

年度鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところとする。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金交付要綱（平成16年4月6日付環第42号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年度鳥取県希少野生動植物保護管理事業収支決算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
県補助金					
自己負担費					
計					

2 支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較		摘 要
			増	減	
計					

年 月 日

様

職 氏 名

印

年度鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった鳥取県希少野生動植物保護管理事業補助金について、補助金交付要綱第7条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。